

ラピスセミコンダクタ宮城株式会社本社工場等の公害防止  
に関する協定書

昭和63年12月5日  
平成9年4月2日  
平成21年5月13日  
平成25年3月13日

宮城県及び大衡村(以下「甲」という。)とラピスセミコンダクタ宮城株式会社(以下「乙」という。)とは、乙が黒川郡大衡村沖の平1番地に設置している工場等(以下「工場」という。)について、次のとおり公害防止に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、工場の操業に伴う公害の発生を防止し、環境負荷の低減を図ることにより、地域住民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

(事業者の責務)

第2条 乙は、工場の操業に当たっては、この協定に定める規定を遵守するとともに、最善の公害防止対策の実施に努める。

(環境関連法令の遵守)

第3条 乙は、環境関連法令を遵守する。

(大気汚染防止対策)

第4条 乙は、工場に設置するばい煙発生施設による大気汚染を防止するため適切な対策を講じる。

2 乙は、前項に定めるもののほか、使用薬品等による大気汚染の防止についても必要な対策を講じ、その排出の軽減に努める。

(水質汚濁防止対策)

第5条 乙は、水質汚濁防止のため工場から排出される排出水の水量及び水質について、別表第1に掲げる基準を遵守する。

(土壌汚染防止対策)

第6条 乙は、土壌汚染防止のため、適切な措置を講じる。

(騒音及び振動防止対策)

第7条 乙は、工場から発生する騒音及び振動を防止するため適切な対策を講じ、

工場の南側敷地境界線において、別表第2に掲げる基準を遵守する。

(悪臭防止対策)

第8条 乙は、工場から発生する悪臭を防止するため適切な対策を講じる。

(地盤沈下対策)

第9条 乙は、工場の操業に伴う地盤沈下を防止するため、適切な措置を講じる。

(化学物質対策)

第10条 乙は、工場の操業に伴い使用又は副生する化学物質(以下「化学物質」という。)による環境汚染を未然に防止するため、その性状等を製品安全データシート等により把握し、適正な管理を行うとともに、有害性が確認されている化学物質については、代替品への切替え等、環境中への排出抑制に努める。

(産業廃棄物対策)

第11条 乙は、工場の操業に伴って生じる廃棄物について、再生利用等による減量化に努めるとともに、二次公害の発生を防止するため、自らの責任において適切な処理を行う。

(関連企業に対する責務)

第12条 乙は、乙以外の者が工場内で作業する場合であっても、公害防止についてこの協定に定める事項に準じた措置が講じられるように管理しなければならない。

(測定及び報告)

第13条 乙は、別に定める環境負荷項目及び方法により測定を行い、その結果を記録及び保存し、定期的に甲に報告するとともに、一般に公表するよう努める。

(公害発生時等の措置)

第14条 乙は、工場の操業又は施設の故障、破損その他の事故若しくは気象条件等の悪化により公害が発生したとき、又はそのおそれがあると甲若しくは乙が判断したときは、直ちに操業の短縮、停止その他住民への通報等必要な措置を講じ、及び発生原因の排除に努めるとともに、その状況を甲に速やかに報告する。ただし、環境関連法令に定めのある場合は、甲への報告を省略することができる。

2 前項の公害が発生したときは、甲及び乙は協力して調査を行い、その原因が

乙の責めによると認められるときは、乙は、誠意をもって速やかに問題を解決しなければならない。

(報告及び立入調査)

第15条 甲は、この協定の実施に必要な限度において、乙に対し、報告を求め、又はその職員及び甲が必要とする者を同行して工場に立入調査することができる。

(施設の設置等の協議等)

第16条 乙は、公害防止施設及び公害の発生に関係ある主要施設の新設、増設又は変更を行おうとするとき、及び新たな薬品を使用しようとするとき(以下「新設等」という。)は、事前に甲と協議する。

2 前項の規定にかかわらず、前項の新設等のうち、周辺環境への影響が維持又は低減されるものについては、乙の報告をもって前項の事前の協議に代える。

(景観の保全等)

第17条 乙は、構内緑化、環境の美化及び景観の保全を積極的に推進する。

(環境保全施策への協力)

第18条 乙は、この協定に定めるもののほか、甲が行う環境保全のために必要な指導、調査、研究、情報公開等の施策に協力する。

(違反時の措置)

第19条 乙がこの協定に定める事項に違反した場合、甲は、乙に対して必要な指示を行い、乙はこれに従う。

(協定細目)

第20条 この協定に定める事項の実施については、甲乙協議の上、別に協定細目を定める。

(その他)

第21条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、この協定に定める事項を変更しようとするとき、又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

(協定の廃止)

第22条 この協定は平成25年4月1日から効力を生じるものとし、平成21年5月13日に締結した「OKIセミコンダクタ宮城株式会社本社工場等の公害防止に関する協定書」は、廃止する。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

甲 宮城県知事

大衡村長

乙 ラピスセミコンダクタ宮城株式会社

代表取締役社長

別表第1(第5条関係)

排水の規制基準

項目		協定値
水量		最大 5,000m <sup>3</sup> /日
水 質	水素イオン濃度(水素指数)	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量	最大 20mg/l
	浮遊物質	最大 20mg/l
	フッ素含有量	最大 8mg/l
	砒素及びその化合物含有量	最大 0.05mg/l
備考		
測定方法は、排水水量については、日本工業規格に定める方法、水質については、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)に定める方法とする。		

## 別表第2(第7条関係)

### 1 騒音の規制基準

昼間 午前8時から 午後7時まで	朝 午前6時から 午前8時まで 夕 午後7時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日の午前6時まで
60dB(A)以下	55dB(A)以下	50dB(A)以下
備考 測定方法は、騒音規制法(昭和43年法律第98号)及び宮城県公害防止条例(昭和46年宮城県条例第12号)に定める方法とする。		

### 2 振動の規制基準

昼間 午前8時から 午後7時まで	夜間 午後7時から 翌日の午前8時まで
60dB以下	55dB以下
備考 測定方法は、振動規制法(昭和51年法律第64号)及び宮城県公害防止条例(昭和46年宮城県条例第12号)に定める方法とする。	